四－メチル－二－オキソ－二Ｈ－クロメン－七－イル＝Ｏ″－ジエチル＝ホスホロチオアート、三弗化アルミニウム、Ｎ・Ｎ－ジエチルヒドロキシルアミン、ジエチレングリコールモノブチルエーテル、ジクロロ酢酸、ジメチル＝二・二－トリクロロ－一－ヒドロキシエチルホスホナート（別名ＤＥＰ）、水素化ビス（二－メトキシエトキシ）アルミニウムナトリウム、テトラヒドロメチル無水フタル酸、Ｎ－ビニル－二－ピロリドン、ブテン、プロピオンアルデヒド、プロペン、一－ブロモプロパン、三－ブロモ－一－プロペン（別名臭化アリル）、ヘキサフルオロアルミン酸三ナトリウム、ヘキサフルオロプロペン、ペルフルオロオクタン酸、メチルナフタレン、二－メチル－五－ニトロアニリン、Ｎ－メチル－二－ピロリドン、沃化物及びこれらを含有する製剤その他の物を追加することとした。（第一八条第一号及び別表第九関係）

2　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、平成二九年三月一日から施行することとした。

◇絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第五一号）（環境省）

1　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項の政令で定める国内希少野生動植物種として、ケナガネズミ等四一種を追加することとした。（別表第一関係）

2　法第六条第二項第三号の政令で定める採取等を規制する卵及び種子として、前記1の種のうちミヤコカナヘビ等一三種の卵及びシマキンレイカ等二種の種子を追加することとした。（第二条関係）

3　法第四条第五項の政令で定める特定国内希少野生動植物種として、前記1の種のうちヤクシマリンドウ等四種を追加することとした。（別表第三関係）

4　この政令は、平成二八年三月一五日から施行することとした。

◇理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正（条約第三号）（外務省）

この改正は、国際通貨基金における新興国及び途上国の代表性の拡大等を目的として、理事会の改革を行うための国際通貨基金協定の改正について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　理事選出方法の変更

現在、出資額の上位五箇国（我が国を含む。）に認められている無投票による理事の任命を廃止し、二〇人の理事全員を選挙によって選出する。（第一二条第三項(b)、(c)、(f)、(i)及び(j)、第一二条第八項、第二一条(a)(ii)、第二九条(a)、付表Ｄ1(a)、付表Ｄ5(e)、付表Ｅ等関係）

2　理事の選挙に関する規則

理事の選挙について、総務会が定める規則により統一して規定する。（第一二条第三項(d)関係）

政　令

政令第四十六号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年二月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条第一項、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の二第一項及び第四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項の表一の項下欄中「〇・八六」を「〇・八八」に改め、同表二の項下欄中「〇・九一（第一級又は第二級」を「〇・九二（第一級」に、「〇・九〇」を「〇・九一」に改め、同条第五項の表中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令附則第三条第二項及び第五項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第一条第三号に規定する傷病補償年金（以下この項において「傷病補償年金」という。）及び同条第二号に規定する休業補償（以下この項において「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年二月二十四日

総務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三